

利根川



VOL.13

2001 10月号

利根川水系農業水利協議会
群馬県支部情報紙

編集・発行 利根川水系農業水利協議会群馬県支部
〒371-0837 群馬県前橋市箱田町350
027-251-4105

会員施設紹介コーナー

大正用水土地改良区（細ヶ沢水路橋）



* この木造（写真左）の水路橋は戦中戦後に築造されたもので腐食や継ぎ目から漏水がひどいため、昭和28年三面鉄筋コンクリートの水路橋に改修しました。その後、脆弱化が進み危険な状態となったため、県営ため池等整備事業により写真右のような水路橋に改修されました。

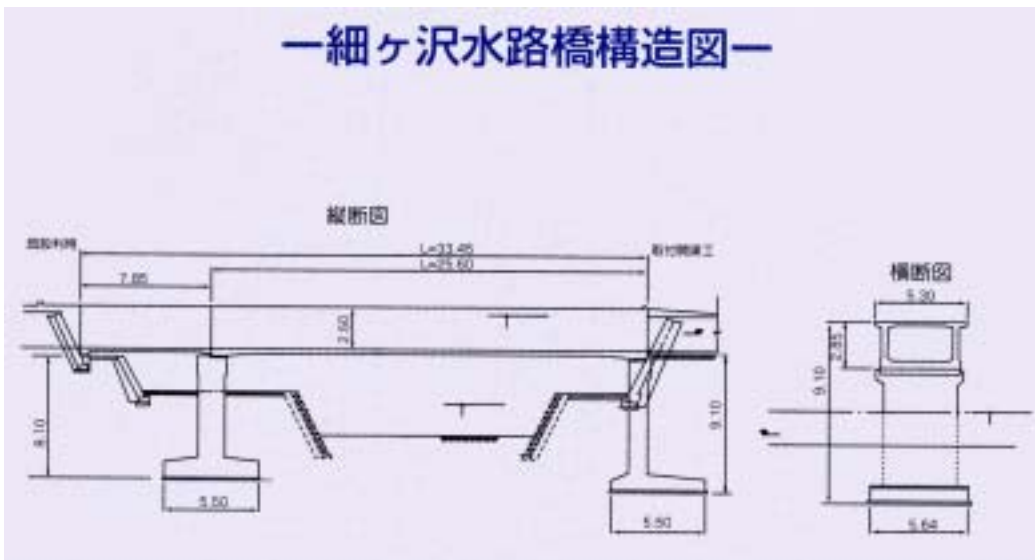


改修前



改修後

一細ヶ沢水路橋構造図一



長野堰土地改良区（榛名湖取水門）



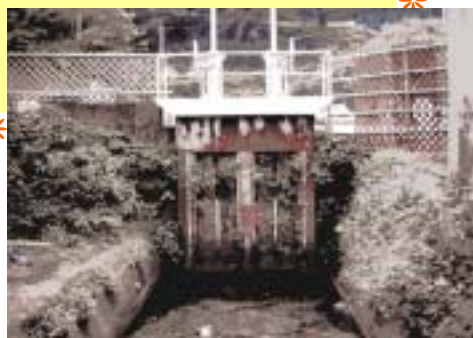
長野堰が榛名湖の水を農業用水として使いたいと思いはじめたのは、遠く江戸時代より前のことでした。烏川の水量が少ないため年々水不足に悩まされました。時の為政者にとっては垂涎すいぜんの的でした。そのために江戸時代の高崎藩主松平輝貞が湖水を使用すべく手だてを尽くし幕府に掘削願いを出しましたが、岡崎新田地区より、すでに飲み水として、また田用水として使っているので賛成できない旨の申し出があったために、高崎藩側には厳しい裁可となり、藩主も悪条件のもとに工事を始めましたが途中で国替えとなり工事さたやも沙汰止みとなりました。何年か後再び藩主になった輝貞でしたが、諸般の情勢が変わり無念の断念をしました。

しかし、恒常的に水不足が続く榛名湖の水を使いたい、の念は止み難く200年余のち、時の代表者は取水使用の許可を受けべく群馬県知事に出願した明治20年のことです。この時も岡崎新田の反対にあいましたが、種々手立てを尽くし話し合いをかさね、遂に和なり、明治36年7月13日付けで工事命令書が下付されました。

これにより、沼尾川水門工事が始まり、天神峠隧道工事等37年10月23日竣工、それ以後現在まで連綿と渇水時には補給水として取水使用しています。

幾多の曲折はありましたが、それ以来岡崎用水とは良好な関係であり、それを示す「標」の一つがこの取水門です。

ことを成した先人のご苦勞に対し感謝するものであります。



農業用水に関するQ & A

Q 水不足の時に、農業用水の一部を生活用水に当てていただけませんか？

A 農業用水の不足は、農家にとっても死活問題ですが、水不足の時は番水（時間や順番を決めて配水する方法）などで節水に努め、上水道への協力を行っています。

しかし、これらの作業が農家の方々には、大変な苦勞と負担になることを忘れてはなりません。





揚水具のいろいろ

水は、1人1人の人間にとっても、国にとっても、とても大切なもの。特に、かんがい用水を確保することは、大きな問題だ。だから昔から国が水を管理した。でも、水争いがよく起きたりしていた。私有地が増えた荘園制の時代には、「用水においては、したたりにいたるまで」すべて寺が持つ、というように、土地だけでなく、水の私有も生まれていた。

こうした中で、少ない水を引いてくるために、さまざまな水をくみ上げる道具が発達した。

【はねつるべ】

井戸水をくみ上げる道具「はねつるべ」は、てこの原理を利用したもの。つるべというのは、おけに縄や竿をつけたもの。干ばつの時などは、「投げつるべ」という簡単なつるべを使って、川から水をくんでいた。

【竜骨車】

「竜骨板」という、水かき板をつないだものを、足で踏んで回し、といの中の水を押し上げる方法。

らせん形に削った軸を、管の中にぴったりと入れて回すことで、水をねじの回転に沿ってくみ上げる「竜尾車」という道具もあった。

用語解説コーナー



河川の種類

1級河川とは

国土保全上または国民経済上とくに重要な水系で、政令で指定したもの（1級水系）のうち国土交通大臣が指定した河川で原則として国土交通大臣が管理します。そのうちある区間「指定区間」を定めて都道府県知事にその管理を一部委任できることになっています。

「指定区間」以外の区間は、「指定区間外区間（直轄区間）」と呼ばれ国土交通大臣が直接管理します。またその一部の事務は、地方整備局長（北海道においては北海道開発局長）に管理を委任しています。

2級河川とは

1級水系以外の水系に係る河川で公共の利害に重要な関係があるとして都道府県知事が指定したものです。その管理は国の機関委任事務として都道府県知事が行い（北海道及び沖縄にあっては、特定の区間について国土交通大臣管理）ますが、そのうち重要なものについての処分を行う場合には国土交通大臣の許可を受けることとされています。

ただし、1級河川及び2級河川について市町村長は、予め知事と協議して、一定の河川工事または河川の維持を行うことができ、その場合には市町村長が知事に代わって一定の権限を有することができます。

準用河川とは

1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定及び管理を行います。

普通河川とは

河川法上の河川とはなっていない河川で、地方自治法により、地方公共団体が条例を定めて管理を行うことができるものであり、条例による管理が行われない場合は、国の公共財産法で管理されます。

5年ぶりの渇水に直面して！



～平成13年 県内の夏渇水状況の経過～

H13. 5	小雨傾向が続く中で、この先気象状況によっては予断を許さない状態となった。
H13. 5. 30	渡良瀬川利水者懇談会及び渡良瀬川水利使用調整連絡協議会が開催され、渡良瀬川水系の流況の悪化により6月1日、12時から10%の取水制限を実施することが決定された。
H13. 6. 1	降雨は平年並みであるが、渡良瀬川は草木ダムの貯水率が60%と平年より少ない状態となった。 渡良瀬川水系取水制限10%（農業用水、都市用水）が、12時から開始される。
H13. 6. 4	利根川水系農業水利協議会（本部）は、渡良瀬川水系の渇水対応及び情報の提供依頼等についての打ち合わせを関係各県担当者の参集のもとに行った。
H13. 6. 18	渡良瀬川水系取水制限10%が13時から一時解除となる。
H13. 7. 2	渡良瀬川水利使用調整連絡協議会が開催され、6月の渡良瀬川流域平均雨量が192mm（平年178mm）あり、9時現在の草木ダム貯水量2,949m ³ （貯水率97%）となったため、取水制限が15時から解除となる。
H13. 7. 10	利根川水系8ダムの貯水量は、現在ほぼ満水状態（貯水率94%）。しかし当面降雨は見込めないようなので、気象状況から目が離せない。 7月6日から利根川栗橋地点及び江戸川野田地点の河川流量が減少傾向にあり、確保流量に満たないため、関東農政局・利根川水系土地改良調査管理事務所では国土交通省関東地方整備局に対しその説明を依頼した。
H13. 7. 16	利根川水系農業水利協議会（本部）第3回幹事会が開催され、各県におけるダムの運用について各土地改良区の意見等及び渇水対応について、打ち合わせが行われた。 今後の渇水対策として、各県単位における地域別の水稻の消費水量の状況を把握することで、その準備体制に入ることとした。
H13. 7. 19	渡良瀬川水系取水制限10%が10時より開始される。
H13. 7. 20	渡良瀬川水系取水制限10%が9時より一時解除となる。
H13. 7. 30	「関東農政局渇水対策会議」が設置される。同日に「渇水対策本部」も設置。
H13. 7. 31	県支部会員の地区別農業用水の渇水対応に関する調査票（穂ばらみ期・出穂期・登熟期及び期別必要水量）を作成し本部協議会へ報告する。
H13. 8. 6	「農業用水緊急対策本部」が農林水産省内に設置される。 利根川水系農業水利協議会（本部）第4回幹事会が開催される。農業用水確保に向け、計画的な河川放流等を要請するため、利根川本流からの直接取水（1.0m ³ /s）する施設の取水実績を各県支部で把握し、本部協議会へ報告することが決定された。
H13. 8. 7	渡良瀬川水系取水制限10%が12時より再開される。
H13. 8. 10	利根川水系取水制限10%が9時より開始される。
H13. 8. 13	利根川水系農業水利協議会（本部）第2回委員会が開催される。 利根川流域の現状は、8ダムの貯水量は8月13日現在18,697万m ³ 、貯水率54%となり、取水制限10%が緩和されるもよう。しかし一時的の処置である。 渡良瀬川水系においては、草木ダムの貯水率が50%を下回った場合、20%の取水制限の強化を実施する予定。 本協議会委員会終了後、渇水に関する本協議会結果についてプレスリリースを行う。
H13. 8. 14	利根川水系取水制限10%が9時より一時解除となる。
H13. 8. 21	渡良瀬川水系取水制限10%が17時より一時解除となる。
H13. 8. 27	利根川水系及び渡良瀬川水系取水制限10%が15時より全面解除となる。